

盛岡市庁舎売店運営事業に係る公募型プロポーザルにおける事業候補者選定要領

1 趣旨

この要領は、盛岡市が行う盛岡市庁舎売店運営事業に係る公募型プロポーザルにおいて、公募に応じ提案を行った事業者（以下「応募者」という。）の中から、最も優れた応募者（以下「事業候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 盛岡市庁舎売店運営事業提案審査会

- (1) 応募者の中から事業候補者を選定するため、盛岡市庁舎売店運営事業提案審査会（以下「審査会」という。）を設置する。審査会の構成は次のとおりとする。

- ア 総務部長
- イ 総務部次長
- ウ 管財課長

- (2) 審査会の事務局（以下「事務局」という。）を総務部管財課に置く。

3 審査等の手順

- (1) 提出書類の確認（応募申込書一式）

事務局は、盛岡市庁舎売店運営事業者募集要項（以下「募集要項」という。）の「5 応募手続き」の「(1) 応募方法」の「ア提出書類【応募申込書一式】」に掲げる書類が、応募者から全て不備なく提出されているかを確認する。

書類の欠損や記載無し等の不備がある場合は失格とするが、誤字や一部記載漏れ等軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

- (2) 応募資格の確認

事務局は、応募者からの提出書類をもとに、募集要項「3 応募資格」に示す条件を応募者が満たしているかを確認する。

応募資格を満たしていない場合又は確認できない場合は、失格とする。

- (3) 提出書類の確認（企画提案書一式）

事務局は、盛岡市庁舎売店運営事業者募集要項（以下「募集要項」という。）の「5 応募手続き」の「(1) 応募方法」の「ア提出書類【企画提案書一式】」に掲げる書類が、応募者から全て不備なく提出されているかを確認する。

書類の欠損や記載無し等の不備がある場合は失格とするが、誤字や一部記載漏れ等軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

- (4) 貸付料提案額の確認

事務局は、(2)により応募資格があると認められた応募者から提出された貸付料提案書に記載された金額を確認する。

応募者の提案額が下限額未満の場合は、その応募者は失格とする。

(5) 審査

ア 審査会は、別紙「プロポーザル審査評価基準」に基づき、提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより審査を行う。

イ 説明は全て応募者から提出された企画提案書に基づいて行う。

ウ 審査会は、採点による最高得点者を事業候補者として選定する。

エ 最高得点者が複数いる場合は、価格点のより高い者を事業候補者として選定する。

オ 合計得点が 60 点に達する者がいない場合は、適切な事業者なしと判断し、再募集を行う。

4 審査の非公開

審査は、原則として非公開で行う。

5 選定結果等の公表

選定結果は、書面により応募者全員に通知するほか、市ホームページにおいて公表する。

なお、審査経過及び審査内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。